

住宅等を建築する場合の「土地区画整理法第76条申請」について

土地区画整理事業が完了するまでに、皆様の仮換地に住宅を建築するなど、次のような行為を行うときは、土地区画整理法第76条の規定に基づくいわき市長の許可が必要になります。

この許可を受けようとする場合は、「施行地区内建築行為等の許可申請書（法第76条許可申請書）」を、いわき市都市復興推進課に提出していただくこととなりますが、提出に先立ちまして、UR都市機構いわき復興支援事務所市街地整備課に事前確認を受けて頂きますようお願いいたします。

土地区画整理法76条の許可が必要な行為

- ① 土地の形質の変更
- ② 建築物その他の工作物の新築、改築、増築（擁壁のみの設置も含む）
- ③ 重量が5トン以上の物件の設置もしくはたい積


土地の名義や所有者の住所変更等があった場合はご連絡ください。

次のような場合は、ご連絡をお願いいたします。

- 事業区域内に所有している土地や建物等について、
所有権が移転した場合（例：売買、相続）
- 事業区域内に土地や建物等を所有している方の
住所や氏名を変更した場合（例：引越、婚姻）



お問い合わせ先

 いわき市 都市建設部 としふっこうすいしんか 都市復興推進課 えんがんいきふっこうすいしんだいいちがかり 沿岸域復興推進第一係

〒 970-8686 いわき市平字梅本21番地（市役所6階）
 ☎ 0246-22-1138 📠 0246-22-7567
 🌐 <http://www.city.iwaki.fukushima.jp/bukyoku/toshikensetsubu/toshiseibi/index.html>

【事業受託者】 街に、ルネサンス
 UR都市機構

（独）都市再生機構 宮城・福島震災復興支援本部 いわき復興支援事務所
 〒 970-8044 いわき市中央台飯野4-2-4 いわきニュータウンビル4F
 ☎ 0246-28-4031 📠 0246-28-4032
 🌐 <http://www.ur-net.go.jp/>



（発行）いわき市 都市復興推進課

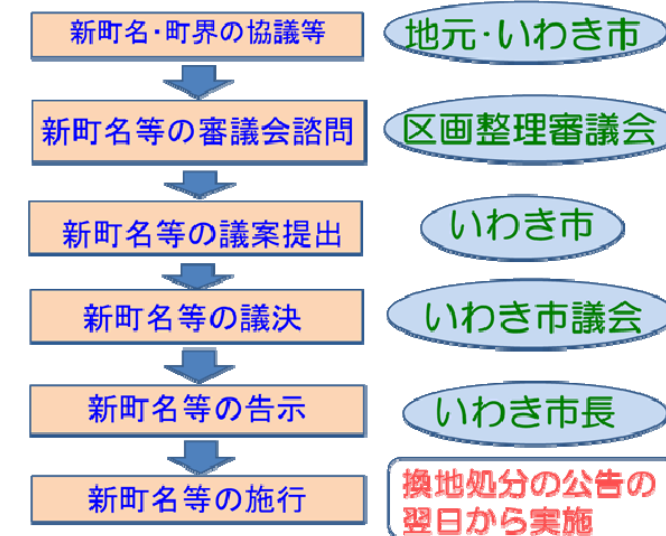


地区内に咲く山茶花（サザンカ）

土地区画整理事業区域内の新町名、町界について

12月11日に、土地区画整理事業区域内の新町名、町界について、薄磯区まちづくり検討委員会への説明を行いました。

今後、地元アンケートを経て、以下の流れで新町名、町界を決めていくこととなりますので、よろしくお願いいたします。



宅地引渡しに向けた工事進捗状況

現在、高台部及び平場部において工事が全面展開しております。

引き続き、権利者の皆様の一日も早い生活再建に向け、事業をさらに加速させて参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

12月3日に切通し部の片側交互通行を解除しました

右図及び写真のとおり、切通し部の片側交互通行を解除し、両側通行となりました。引き続き徐行運転にご協力願います。

11月2日にPRルームを移設しました

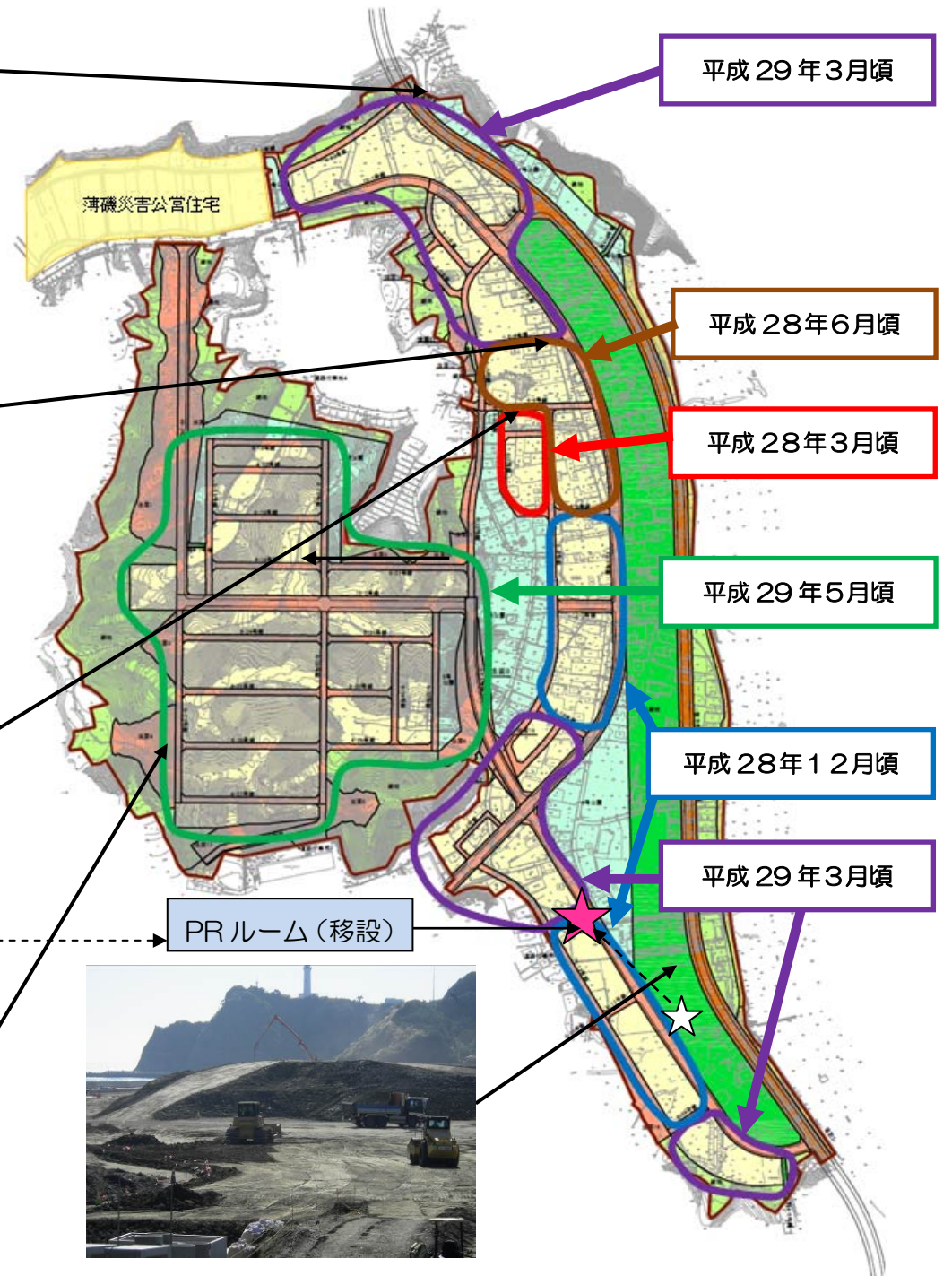
防災緑地盛土工事の進捗に伴い、右図（☆→★）のとおり、移設しました。ぜひお立ち寄りください。



地区全景（塩屋埼灯台から望む）



切通し部片側交互通行解除



注1：この図面は、宅地引渡し予定時期（住宅建築可能時期）を、概ねのエリアで示したものであり、一部、記載の時期より早く引渡しが可能な宅地も含まれます。
 注2：工事等の進捗に伴い、引渡し予定時期に変更が生じた場合には、改めて、お知らせします。
 注3：宅地引渡し時期等の詳細につきましては、今後、事業の進捗に合わせ、個別面談等により説明させていただきます。